

年 月 日

保護者の皆様へ

広島なぎさ中学校・高等学校

校長 永尾和子

学校感染症治癒証明書の提出について

生徒が感染症に罹患した場合には、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止（病気が治癒するまでは登校できません）となります。

出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、他者への感染を防ぐための措置です。（欠席扱いにはなりません。）

なお、病状が回復し登校するときには、必ず医師の診察をうけ、下記の「**学校感染症等治療通知書**（病名と罹患期間が明記されたもの）」の記入をうけて、学校に提出してください。

※ 長期休業中につきましては、クラブ活動・補習・行事等に参加する生徒は「治癒証明書」を学校へご提出ください。

キ リ ト リ

<学校感染症等治療通知書>

広島なぎさ中学校・高等学校

年 組 生徒名

病名：

期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができるようになりました。

平成 年 月 日 医療機関名

担当医師名

広島なぎさ中学校・高等学校長殿